

## ◆ 運営基準の統一について

☆なぜ、運営基準の統一が必要なのか。

事業内容は同じ（主に仕事で保護者が昼間家庭にいない児童に生活の場を提供）であるのに、学区によって、利用料、利用時間が大きく異なる。

⇒地域による利用者負担、サービス内容の格差の解消へ。

公平性を確保するための運営基準の統一

市のこれまでの検討

- ・ 公開事業診断（H22）
- ・ 放課後児童クラブあり方検討委員会（H23）

背景

- ① 最初は公費補助なし。
  - ② 公費補助ができたが、毎年児童数の増減により補助金額が変わる。
- ⇒安定した運営のため、各運営主体で独自に金額を設定してきた。

子ども・子育て支援新制度

- ・ 対象年齢が6年生までとすることが児童福祉法で明記
  - ・ 市町で「設備及び運営について基準条例」を制定
- ⇒ 事業の充実にむけた取組みの推進

☆ 近江八幡市の放課後児童クラブ事業の目指す方向

- ・ 公平、公正な利用者負担
- ・ 仕事と子育ての両立支援
- ・ 各クラブ運営の安定化と較差是正

## ◆統一する運営基準（案）

項目	これまでの案 (5/21第4回部会)	今回提示する案 (6/18第5回部会)	留意事項・課題
利用料	基本保育料 月額 10,000円 土曜日保育 500円/回	基本保育料 月額 10,000円 土曜日保育 <del>500円/回</del> 夏休み 8,000円 冬休み 1,500円 春休み 3,000円	1) 長期休み期間の追加負担を設定する。 ・保育時間が長時間。 ・途中で退所、夏休みだけ利用もあり、その他の月と同額は不公平ではないか。 2) 土曜追加負担をなしとしてはどうか。 ・勤務形態の多様化もあり、出勤日で差額をつけない。 (運営経費基準には算定するので利用者負担は不要。)
減免・割引	ひとり親（市民税所得割非課税）・兄弟姉妹 月2,000円減免	低所得者（市民税所得割非課税）2割 兄弟姉妹最年少児童以外 2割	減免割合の拡大について、さらなる検討。
基本保育時間	・学校課業日 放課後から午後7時 ・学校休業日 午前7時30分から午後7時 ・土曜日 午前8時から午後6時	・学校課業日 放課後 から午後6時30分 ・学校休業日 午前8時から午後6時30分 ・土曜日 午前8時から午後6時30分  延長保育は、利用者ニーズの有無により各クラブで決定。	・開所時間統一の考え方 (放課後からor勤務時間) ・午後6時30分以降開所するクラブに追加補助する。 (国の施策) 追加補助をするため、利用者からの負担を求めないこととしてはどうか。 ・指導員の確保が課題となる。 (土曜日合同保育可)
おやつ代	クラブで定める。	クラブで定める。	
障がい児加配	障がいのある児童が在籍する場合、3人の児童に対し1人を加配する。	障がい児を受け入れた場合、対応職員1名を追加配置。 4人以上の障がい児を受け入れた場合、さらに1名を追加配置。	障がいの個別の状況に十分に考慮した加配が必要。